

# 総合的な津波対策の推進について



新潟県防災局  
イメージキャラクター

新潟 ポ一斎

新潟 ゲン斎



新潟県

平成31年4月

## Chapter 00 もくじ

Chapter 00	もくじ、用語の定義	1
Chapter 01	津波防災地域づくり法の概要	2
Chapter 02	新潟県津波浸水想定(H29)	3
Chapter 03	津波災害警戒区域(イエローゾーン)	5
Chapter 04	区域指定後の取組及び効果	7
Chapter 05	区域指定に係る隣県の状況	8

## Chapter 00 用語の定義

本資料では、下記のとおり用語を定義します。

用語	定義
法	津波防災地域づくり法
警戒区域	津波災害警戒区域
区域指定	津波災害警戒区域の指定

1

ハード・ソフトの施策を適切に組み合わせ、総合的な地域づくりの中で津波防災を推進することを目的として平成23年12月に成立・施行

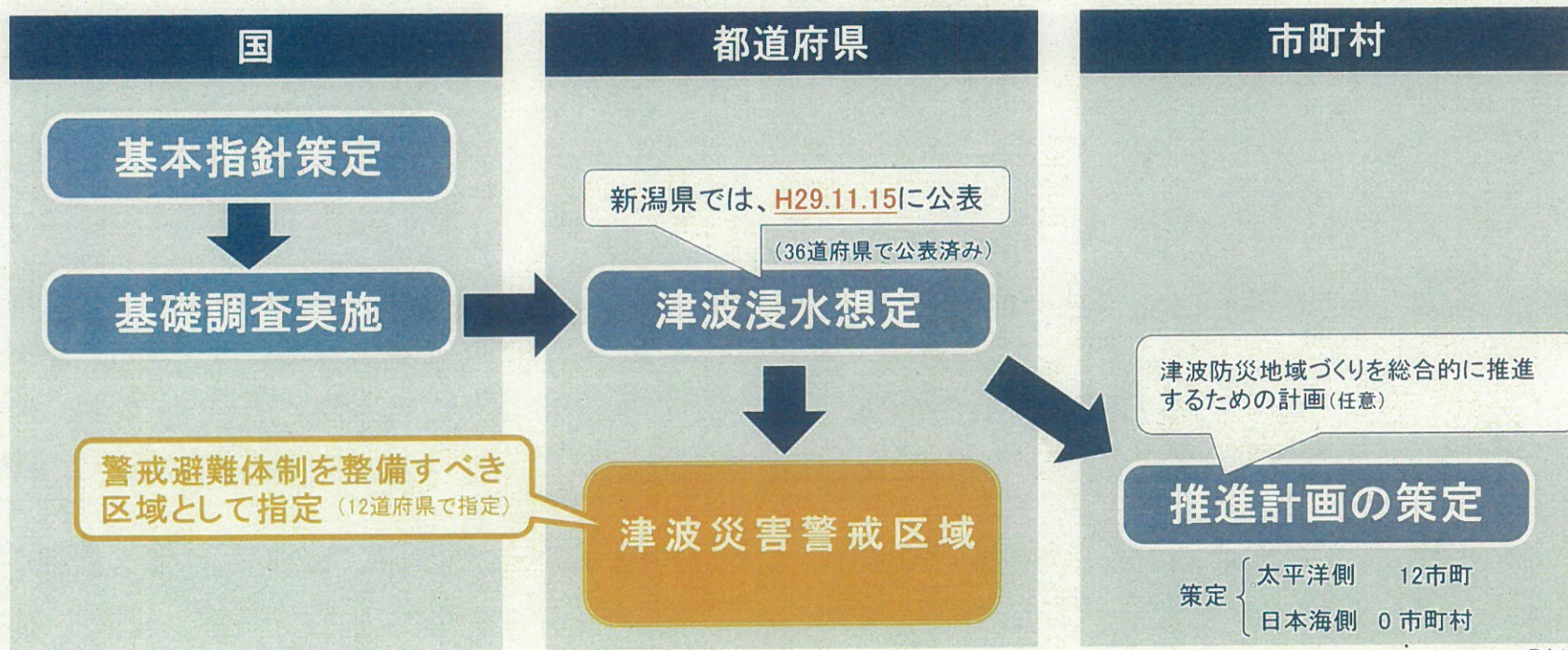
2

最大クラスの津波(L2津波)に対し、総合的な津波対策を推進

3

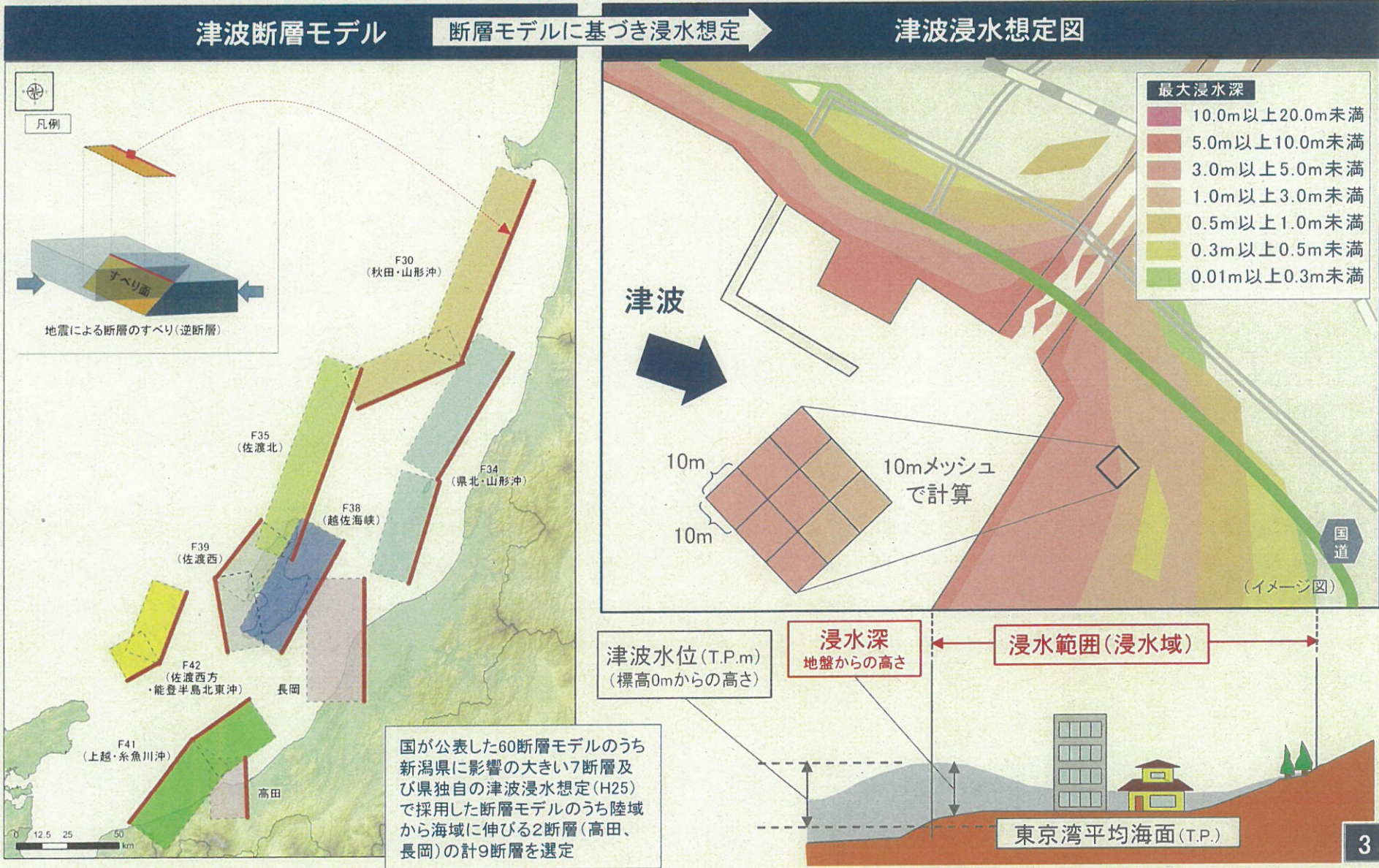
県が実施する「津波浸水想定公表」、「津波災害警戒区域の指定」、市町村が実施する「推進計画の作成」など、津波防災を進めるための取り組みを規定

法の概要

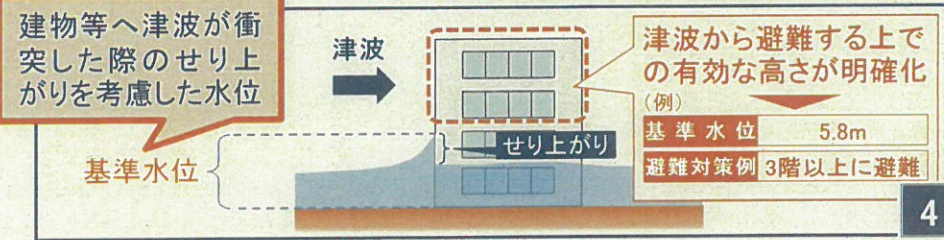
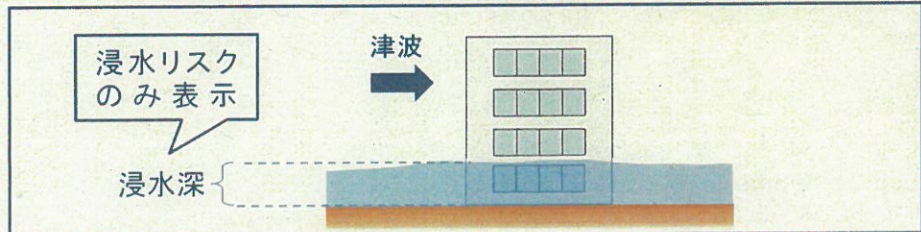
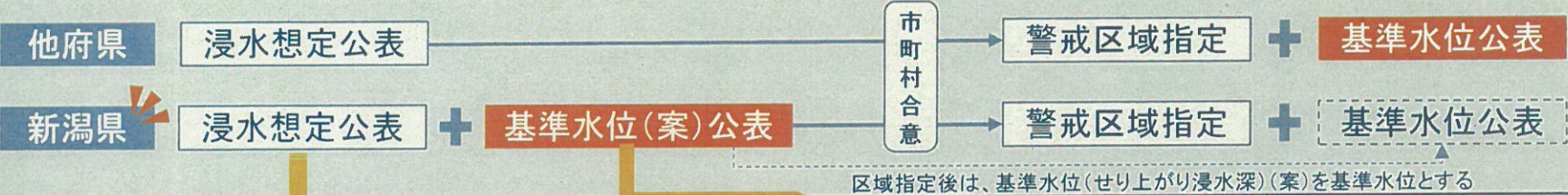


(H31.4.1現在)

1 最大クラスの津波を想定し、浸水の範囲(浸水域)と深さ(浸水深)を明らかにすること



## 2 新潟県では浸水想定公表と併せて基準水位(せり上がり浸水深)(案)を公表



1

知事は、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を指定することができる

2

警戒区域設定によって津波に対する避難体制の取組を義務づけ

3

建築や土地利用に対する法規制は発生しない

津波浸水想定は浸水リスクを表示しているだけで、区域指定によって浸水リスクに対する避難体制が推進される

		浸水リスクの表示	避難体制の取組の義務づけ
津波防災地域づくり法	津波浸水想定公表	○	
	津波災害警戒区域指定	○ (注1)	○ (注2)
参考 水防法	浸水想定区域指定	○	○ (注2)

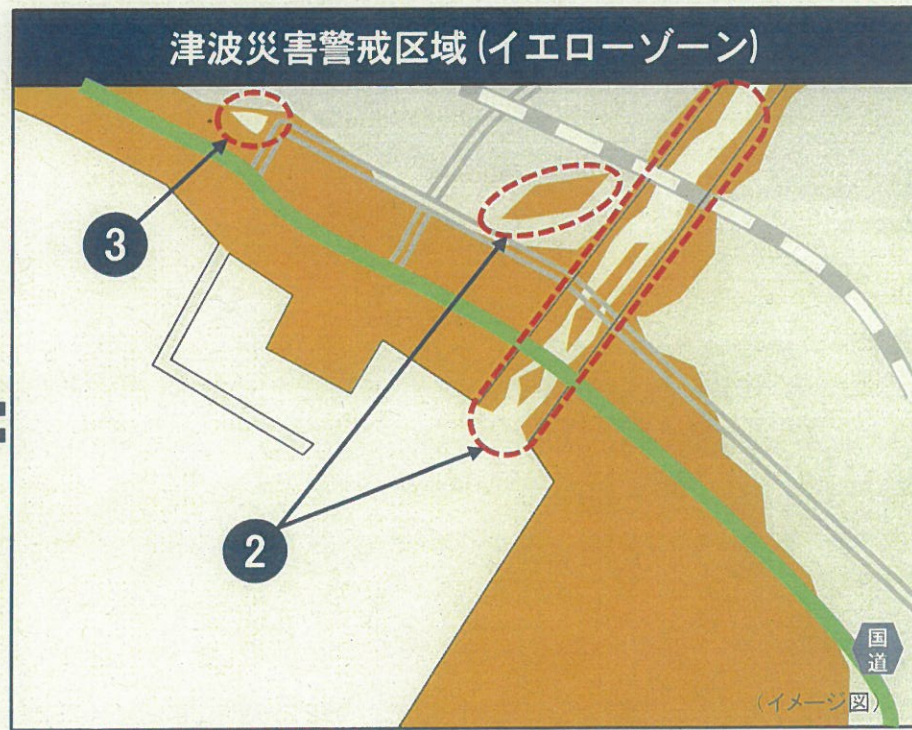
(注1) 法第53条によれば、津波災害警戒区域指定と合わせて基準水位(建物等への衝突による津波のせり上がりを考慮した水位)を公表することになるが、新潟県の場合は、基準水位を津波浸水想定公表の段階で基準水位(せり上がり浸水深)(案)として公表。

(注2) ① 市町村地域防災計画への記載(津波警報・洪水予報等の伝達、避難場所・避難経路、避難訓練、要配慮者利用施設等の名称)  
 ② 地下街等、要配慮者利用施設の所有者等による避難確保計画の作成  
 ③ 市町村によるハザードマップの作成、周知

(国資料10頁参照)

浸水想定と警戒区域の関係

- 1 津波災害警戒区域の範囲は津波浸水想定の下浸水域と同一とします  
(浸水深1cm以上)
- 2 飛び地や河川内(中州)の浸水域も警戒区域に含まれます
- 3 浸水域内の空白地は、警戒区域に含まれません



1

## 区域指定による住民等の防災意識の向上、防災活動への参画

津波避難訓練の実施(54条) 津波ハザードマップ作成(55条)  
 避難促進施設関係者の訓練への参加(71条) 重要事項説明(宅建法施行規則)

2

## 安全な避難場所の確保

指定避難施設(56条) 協定避難施設(60条) 指定避難施設の訓練への協力(70条)

3

## 要配慮者利用施設等における避難確保

避難促進施設の指定(54条) 避難確保計画の作成・訓練への参加(71条)

津波に対して安全な地域づくりを進めていることを全国に発信

### 01 地域防災計画の拡充

義務化

- 津波警戒避難体制(避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報の収集伝達、避難促進施設(※)等)に係る事項を記載

※ 地下街等又は防災上の配慮を要する者が利用する施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)

### 02 津波ハザードマップ作成・周知

義務化

- 津波情報の伝達方法、避難施設及び避難路等、住民等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な情報を記載(基準水位を表示)

### 03 指定や管理協定締結による津波避難施設の確保

- 津波に対し安全な構造で、基準水位以上の高さに避難スペースが設置されている施設を、施設管理者の同意を得て、指定避難施設に指定
- 基準に適合する施設の所有者(所有予定者)等と管理協定を締結し、市町村が自ら当該施設の避難の用に供する部分を管理

### 04 避難促進施設への助言等

市町村地域防災計画に名称、所在地を記載

市町村  
その他

(避難促進施設)

(宅建業者)

義務化

避難確保計画の作成

義務化

宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

津波避難訓練の実施

義務化





- 1 富山県は、平成30年3月に警戒区域指定
- 2 山形県は、平成31年3月に警戒区域指定
- 3 日本海側の道府県では、浸水想定公表から区域指定まで概ね1~2年程度

区域指定道府県 (日本海側)	津波浸水想定 公表(A)	津波災害警戒 区域指定(B)	区域指定まで の期間(B-A)
山形県 (日本海沿岸)	H27.3	H28.2	11ヶ月
福岡県	H28.2	H30.3	2年1ヶ月
京都府	H28.3	H29.3	1年
北海道 (日本海沿岸)	H29.2	H30.5	1年3ヶ月
富山県	H29.3	H30.3	1年

